

熊本県公報

号外 第 5 9 号 平成 28 年 6 月 22 日(水)

(毎週 火・金発行)

_____ 目 次

登載依頼

熊本県選挙管理委員会告示第55号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第194条の規定により、平成28年7月10日執行の参議院熊本県選出議員通常選挙における選挙運動に関する支出の金額は、次の額を超えることができない。

平成28年6月22日

熊本県選挙管理委員会

委員長 松 永 榮 治

43,266,300円

熊本県選挙管理委員会告示第56号

平成28年6月22日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

その総数の50分の1 30, 102 その総数が80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 288, 137

熊本県選挙管理委員会告示第57号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第4項の規定に基づくその総数の3分の1の数及びその総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成28年6月22日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

その総数の3分の1の数

選挙区名 熊本市第二選挙区 八代市・八代郡選挙区 60,888 39,942 人吉市選挙区 4 9 3 9, 荒尾市選挙区 2 0 5 15, 7, 354 水俣市選举区 18, 玉名市選挙区 9 7 9 天草市・天草郡選挙区 26,515 山鹿市選挙区 15,321 菊池市選挙区 1 3, 9 5 5 10,466 宇土市選挙区

上天草市選挙区 8,377

20, 宇城市 • 下益城郡選举区 1 7 5 阿蘇市選挙区 7 0 合志市選挙区 15, 7 5 6 12, 玉名郡選挙区 1 7 4 19, 菊池郡選举区 6 8 8 11, 阿蘇郡選挙区 0 5 6 上益城郡選挙区 24, 8 0 2 葦北郡選挙区 6, 7 4 4 球磨郡選挙区 15, 9 6 2

その総数が 40 万を超え 80 万以下の場合にあってはその 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数

選举区名

熊本市第一選举区

1 3 7, 2 0 9

熊本県選挙管理委員会告示第58号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第3項の規定に基づき個人演説会等の施設として新たに次の施設を指定する旨の報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年6月22日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

市町村名	施設の名称	所 在 地
熊本市	白川地域コミュニティセンター	熊本市中央区新屋敷1丁目18番27号
熊本市	隈庄地域コミュニティセンター	熊本市南区城南町宮地1041番地1

熊本県選挙管理委員会告示第59号

政見放送及び経歴放送実施規程(平成6年自治省告示第165号)第4条第1項の規定に基づき、平成28年7月10日執行の参議院熊本県選出議員通常選挙において政見放送を行わない候補者の経歴放送の取扱いを、次のとおり定める。

平成28年6月22日

熊本県選挙管理委員会

委員長 松 永 榮 治

政見放送を行わない候補者の経歴放送については、政見放送を行うすべての候補者の政 見放送が終わった直後に続けて行うものとする。政見放送を行わない候補者が2人以上あ る場合の経歴放送の順序は、熊本県選挙管理委員会がくじで定めるものとし、このくじを 行うべき場所及び日時は、次のとおりとする。

1 場 所 熊本県選挙管理委員会室

熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館3階

2 日 時 平成28年6月22日午後6時30分から行う参議院熊本県選出議員通常選挙における候補者の政見放送の放送日時を定めるくじの後、引き続き行う。